

看護師特定行為研修における実習の包括同意について（お願い）

特定行為とは

特定行為とは、医師の診療の補助として、医師の指示のもと手順書により行われる医療行為であり、高度な判断力や専門的な知識・技術が必要です。看護師が特定行為を行うことにより、患者さんの安全・安楽に配慮し、必要なタイミングで迅速な対応が可能になります。

特定行為研修の実施

当院は厚生労働省からの指定を受けた、看護師特定行為指定研修機関（指定研修機関番号 2022007）であり、厚生労働省省令に基づいた研修プログラムで、特定行為を実施できる看護師を1年間の研修期間で養成を行なっております。看護師として一定の経験を有し、かつ専門分野の教育を受けた者（研修生）が臨床実習として特定行為をさせていただいております。実習における特定行為につきましては、必ず医師もしくは指導者が立ち会いますのでご安心ください。研修生による特定行為を拒否される方は、遠慮なく主治医もしくは、看護師等にご連絡ください。研修生の関与を拒否されても、以後の診療にはなんら不利益は生じませんのでご安心ください。また、（研修生の関与に関わらず、）医療安全上の支障が生じた場合は、医療法人社団健育会西伊豆健育会病院の医療安全管理体制に準じて対応させていただきますのでご安心ください。ご質問のある場合は、遠慮なく下記までお問い合わせください。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

臨床実習について

- 実習は、以下の事項を守ります。看護師の継続教育の必要性和実習の重要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。
- 1. 実習を行う場合は、事前にわかりやすい説明を行い、患者さんやご家族の同意を得て実施します。
 - 2. 安全の確保を最優先とし、事前に指導医師あるいは指導者の助言を受け、実施可能なレベルまで技術を習得した上で、指導医師の監督のもとで特定行為を実施します。
 - 3. 患者さんにご家族は、研修生に関するご意見や質問があれば、指導医師や指導者以外の看護師に直接お尋ねになることができます。
 - 4. 患者さんにご家族は、この実習を拒否することができます。また拒否したことを理由に診療上の不利益な扱いを受けることはありません。
 - 5. 研修生は、実習期間中に患者さん・ご家族との関わりや診療録・看護記録などを通じて情報を取得します。取得した情報は実習記録としてまとめ、順天堂大学医学部附属静岡病院に提出しますが、個人が特定できないよう対策を講じ、プライバシーの保護に努めます。

当院の特定行為と対象の患者さん

特定行為	
点滴を投与している患者さん	体内の水分や栄養状態を評価し、点滴を調整します
血糖値のコントロールをしている患者さん	インスリンの投与量の調整を行います
褥瘡（床ずれ）を有する患者さん	傷の処置を行います
	創の治療（陰圧閉鎖療法）を行います
感染徴候のある患者さん	薬剤の臨時投与を行います

特定行為に関する患者さん相談窓口

西伊豆健育会病院 看護部
看護部長 大村 啓子 TEL：0558-52-2366（代表）

医療法人社団健育会西伊豆健育会病院
院長 仲田 和正